

平成26年(く)第24号 再審請求棄却決定に対する即時抗告事件

意見書



平成29年4月28日

仙台高等裁判所第1刑事部 殿

仙台高等検察庁

検察官 検事

岩崎吉明

平成26年3月25日付け仙台地方裁判所第1刑事部の行った、請求人守大助に対する再審請求棄却決定に関し、検察官の意見は、以下のとおりである。

田意見書に新規性又は明白性が欠けていることが明らかであるといえ、検察官において、敢えて反対尋問をするまでもないし、仮に、弁護人において、裁判所に対し補充的な説明をしたいというのであれば、書面によって行えば足りることであるから、この両名について、改めて証人尋問をする必要性は認められない。

また、土橋吏員についても、志田意見書に明白性がないことが既に明らかとなっている中で、改めてその証人尋問をする必要性は認められない上、仮に、これを実施した場合には、志田意見書の新規性・明白性から離れて土橋鑑定の当否を蒸し返すような質問が繰り返されることになりかねず、専ら新証拠とされるものの新規性・明白性を判断するべき再審請求手続の本旨を逸脱し、再審請求原審における決定の当否を判断すべき即時抗告審の構造に反する結果を招く懸念が大きいことから、土橋吏員に対する証人尋問を実施することは不相当でもある。

(2) 証拠開示命令申立について

弁護人は、「ベクロニウムの分析により $m/z 258$ が検出されたことを示す実験データの一切」を始め、本件に関する各種捜査書類、関係者の供述調書類、押収されたマスキュラックスの空アンプル等の証拠物、検察官の保管する証拠の一覧表について、裁判所が証拠開示命令をするよう申し立てている。

そもそも、再審請求手続においては、請求人において、その主張する再審理由を基礎づける証拠を提出することが義務付けられており、裁判所は、その証拠が無罪を言い渡すべき新規・明白な証拠に該当するか否かを職権で審理・判断することとされているところ、検察官としては、このような再審請求手続の構造に照らし、証拠の新規性・明白性の有無を裁判所が判断する上で関連性・必要性があり、かつ、開示による弊害のないことなど相当性も充たされる場合には、裁判所の職権審理に協力する観点から、未開示の証拠を裁判所に提出するとともに、弁護人にもその内容を明らかにする場合があり得るが、本件においては、上記のとおり、志田意見書、池田意見書等新証拠とされるものに新規性・明白性がないことは明らかであり、関連性・必要性等が認められないことから、裁判所において証拠開示命令を行うのは相当で

はなく、検察官において任意にこれを弁護人に開示する予定もない。

なお、弁護人が開示を求める上記実験データ一切については、土橋鑑定終了後も、大阪府警科学捜査研究所において保管していたところ、確定審第一審における土橋吏員の証人尋問の際、弁護人の求めに応じる形で、確定審裁判所に持ち込まれ、これに基づいて土橋吏員が証言をしたのであり、その際、必要に応じて弁護人もそれを見ていたと認められる（確定審記録1876, 1904～1906丁等）上、当該実験データについては、その後同研究所に戻されたことから、検察官の手持ち証拠には存在しない。

当該実験データについては、同研究所が、宮城県警察から嘱託を受け、第三者機関として鑑定を実施するに当たり、必要に応じて同研究所が自らの判断と責任の下で作成等したものであり（その意味で、民間の研究機関に鑑定を嘱託した場合に当該機関が作成等したデータ類と異なる。）、土橋吏員らは司法警察員ではなく、本件事件の捜査に従事したものでもないから、これら実験データについては、刑事訴訟法246条によって検察官に送致しなければならないものでもない。

同研究所が当該実験データを現在も保管しているか否かは確認が取れていないが、上記のとおり、志田意見書等に証拠の明白性がないことが明らかくなっている上、既に確定審における証人尋問の際に使用されていることにも照らせば、これについて証拠開示の必要がないことは明白であるから、その存否を改めて確認するまでもないと思料する。

5 結語

以上詳述したとおり、弁護人が再審請求原審において提出した各証拠には新規性又は明白性がなく、再審請求を棄却した原決定の結論に誤りはないから、本件即時抗告は棄却されるべきものと思料する。